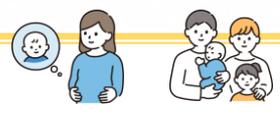




「こども家庭センター」の設置について

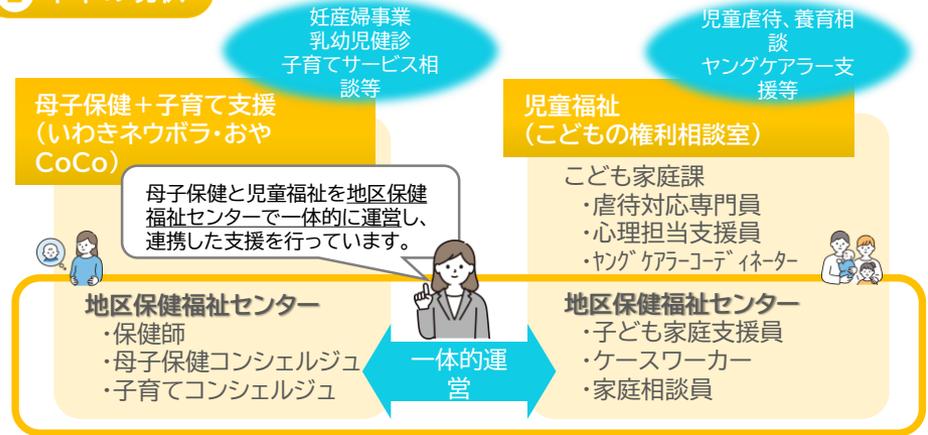
1 こども家庭センターについて



設置の背景等

- 児童福祉法の改正(R6.4.1施行)により「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務とされました。
- 妊産婦や乳幼児に対する相談支援機能(母子保健)と、こどもや子育て家庭に対する相談支援機能(児童福祉)を一体的に連携して相談支援を行います。
- 全国的には母子保健と児童福祉の組織が分かれていることが多く、乳幼児のいる家庭で養育に支援を要するケース等、両方の分野にまたがるケースで円滑な情報共有が図られない等の課題が指摘されていました。

2 本市の現状



3 こども家庭センターの設置

- 設置個所** 地区保健福祉センター内(7か所)
- 本市では既に地区保健福祉センターが二つの相談支援機能を果たしていることから、地区保健福祉センター内に「こども家庭センター」を設置します。
- 名称** ○○地区こども家庭センター
- 地区保健福祉センターと同じ地区名を冠した名称とします。
- 設置時期** 令和6年4月

何が変わるの？

サポートプランを作成します

若年妊娠など、手厚く継続的な支援が必要な妊産婦や、児童虐待などの養育に支援が必要な子育て世帯等に対し、サポートプランを作成し、面談等により対象者とプランを共有します。



「母子保健」と「児童福祉」の連携を深めます

これまで「地区保健福祉センター」において連携を図ってきた「母子保健」と「児童福祉」の機能をより一体的に運営するため「統括支援員」を配置し、双方の分野の支援を必要とするケースは合同ケース会議を開催したり、協働でサポートプランを作成するなどして、より連携した支援を提供します。



本市では両分野の連携を図り一体的な支援を既に行っています。新たな役割と業務を加え、さらなる支援の強化を図ります。

Point

「こども家庭センター」は「母子保健」と「児童福祉」を一体的に運営する機能を指すもので、施設を指すものではありません。
本市ではこれまでどおり「地区保健福祉センター」が妊婦や赤ちゃんの健康、こどもの福祉に関する相談に対応します。